

令和2年3月20日

## 新型コロナウイルス感染症に伴う音楽室の利用休止等について

新型コロナウイルス感染症に関する市民センターの利用につきまして、福岡市より以下の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

### 1 音楽室を3月21日から3月31日の期間、利用休止します。

### 2 音楽室以外は以下の3つの条件が重ならない場合、利用可能とします。

#### ①換気の悪い密閉空間でない

- ・2方向の窓を開けた換気など、十分な換気が定期的（1時間に数回）に可能

#### ②多くの人が密集した状況とならない

- ・（会話を伴わない場合でも）お互いの距離を1～2mあける

#### ③近距離で、会話や発声が行われない

- ・会話を伴う場合は、お互いの距離を2m以上あける
- ・歌など、大きな声を出さない

### 3 施設利用料の返金等について

○上記2を理由として、利用の取り止め・延期を行った場合は、**施設利用料の返金等を行います**。（令和2年3月21日から令和2年3月31日の利用分）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての取り組みでございますので、市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。